

# 懲罰特別委員会が開かれました (9月7日)

## 副議長不信任案を 否決

9月3日、定例会初日に、松岡好雄議員より、岩田好雄副議長の不信任動議が提出され、否決となりました。

## 議員松岡好雄君に 対する懲罰動議の 提出

9月3日、岩田好雄議員より、松岡好雄議員に対する懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会が設置されました。

委員会での審査の結果、懲罰を科すべきものでないものと決定しました。本会議では、委員長報告に対し、全会一致で懲罰を科すべきものではないことが議決されました。

## 反省を求める決議

9月10日、「議員の松岡好雄君と岩田好雄君に反省を求める決議」が提出され、全会一致で可決されました。

## 政治倫理の確立を 誓う決議

9月10日、榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議」が提出され、全会一致で可決されました。

## 用語説明

### 懲罰とは

議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のこと。議会対議員という特殊な身分関係の秩序を維持するために科せられる制裁で、刑罰とはこととなる。地方自治法では、  
①公開の議場における戒告  
②公開の議場における陳謝  
③一定期間の出席停止  
④除名  
の4つの懲罰がある。

**懲罰特別委員会とは**  
懲罰は、議員の身分にかかわる重大な問題であるため、榛東村会議規則第105条の規定により、必ず委員会の審査を経なければ議決することが出来ないとされています。

## 榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議

我々榛東村議会議員は、村民の代表であることを自覚し、すべての村民の利益のためにそれぞれの議員活動を良心と責任により行い、村民の期待に努めなければならない。いやしくも、議会議員がその地位による影響力を行使して自己の利益を図り、あるいは虚偽により村、議会、議会議員及び村民の名誉を著しく傷つけ、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜する不名誉な行為を行うようなことがあれば、議会として自らこれを厳しく戒めなければならない。また、議員としての自覚と良識と倫理観の欠如は、村民からの信頼を失うとともに、議員同士の不信感を増し、議会は混乱し、議案審議等の重要な議会活動にも悪影響を与えかねない。

よって、我々榛東村議会議員は、ここに改めて、自らの襟を正し、すべての村民に対し、政治倫理の確立を誓う。

以上、決議する。

平成24年9月10日

榛 東 村 議 会